

千歳市宿泊税検討委員会 報告書(素案)

令和6年9月

千歳市宿泊税検討委員会

目次

第1 検討にあたって	1
第2 千歳市の現状	2
1 千歳市観光の現状	
2 新たな財源の必要性	
第3 宿泊税導入の検討にあたっての論点	4
第4 宿泊税の導入目的、使途について	5
1 税を手段とする妥当性	
2 宿泊税導入の基本的な考え方	
3 宿泊税の使途に係る基本的な考え方	
第5 宿泊税の課税要件等について	10
1 課税客体、課税標準及び納税義務者	
2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限	
3 税率(税額)、名税点	
4 課税免除	
5 課税期間(見直し期間)	
6 特別徴収義務者報奨金	
7 システム改修費補助金	
8 課税要件等の基本的な考え方	
第6 検討の終わりに(まとめ)	17
参考1:委員名簿	
参考2:検討経過	

第1 検討にあたって

千歳市は、令和4年5月に「千歳市観光振興プラン」を策定し、千歳市が有する特性や優位性を活かした魅力ある観光地づくりを進めるため、千歳の観光が抱える課題や、今後の観光振興の基本的な方向性、具体的な施策を内外に示し、観光関連機関・団体や事業者、市民の方々と連携しながら、観光振興による地域経済の活性化に取り組んできたところである。

千歳市の観光の現状は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宿泊客は大きく減少したが、令和5年度には、国内の観光客やビジネス客を中心にコロナ禍前の水準まで回復し、外国人観光客数も増加傾向となっており、今後、激減している中国からの観光客数の回復や、多くの企業進出によるビジネス需要の高まりなどにより、さらなる増加が見込まれている。このことに加え、観光を取り巻く環境は旅行形態や観光客のニーズも多様化するなど、大きく変化しており、新たな行政需要への対応が求められている状況である。

また、観光産業は、本市の発展を支える地域経済にとって大変重要な産業であり、その活性化を継続的に進める必要があるが、これまでの取組に加えて新たな対応を進めていくためには、財源確保が欠かせないことから、宿泊税導入の検討について、庁内関係部署による会議を開催し、その結果、「受益」と「負担」という観点で、宿泊者に一定の負担を求める宿泊税導入について検討を進めることとなり、多様な視点による客観的な検討体制を整えるために、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等で構成する「千歳市宿泊税検討委員会」を設置することとなった。

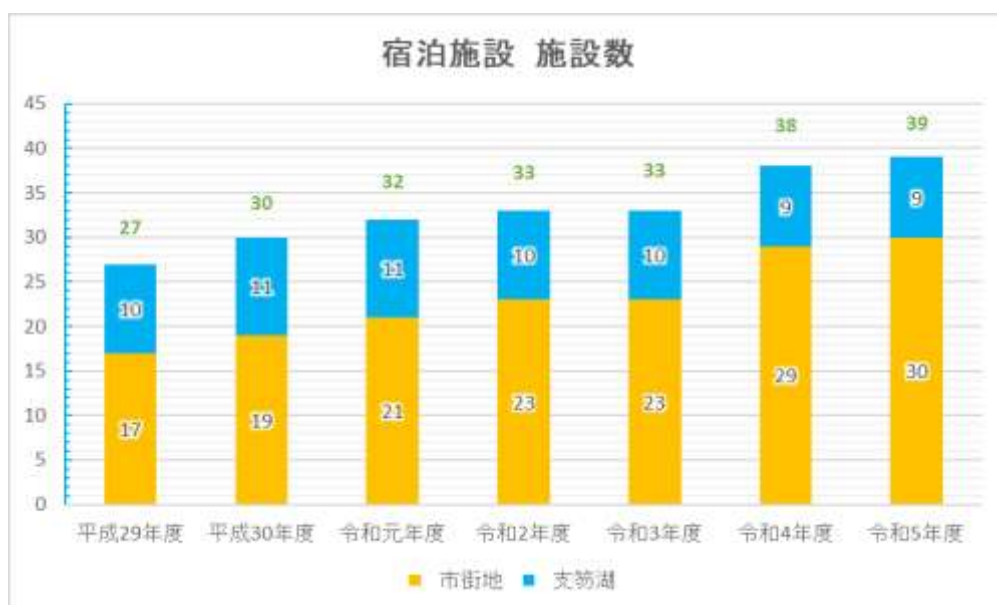
この検討委員会では、導入先行自治体の状況把握、宿泊事業者説明会やアンケート調査結果を参考に、宿泊税導入の必要性や妥当性、具体的な使途、課税要件等について検討を行った。

第2 千歳市の現状

1 千歳市観光の現状

令和元年度における市内宿泊客延数は約1,060千人であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、翌年度の令和2年度は500千人と半数まで減少した。しかし、令和5年度には、国内の観光客やビジネス客を中心に、コロナ禍前の水準まで回復した。コロナ後は、アジア圏(台湾、韓国)を中心に北海道を訪れる外国人観光客数が増加しており、今後は中国からの観光客数の回復や、多くの企業進出によるビジネス需要の高まりなどにより、さらなる増加が見込まれている。

加えて、観光を取り巻く環境は「団体旅行」から「個人旅行」への旅行形態の変化に加え、体験型観光が注目を集めるなど、観光客のニーズも多様化・高度化している。このため、引き続き誘客を図るためには、観光客などの利便性や満足度を高める「受入環境の整備」や「観光資源の充実」などに、新たな対応が求められている。



2 新たな財源の必要性

(1) 財政の今後の見通し

令和5年度予算において一般会計は約469億円であり、そのうち観光費は約2億円となっており、一般会計に対して観光費の割合は0.4%～0.5%で推移している。

今後の財政状況に関する中期的な見通しにおいては、景気の動向により大きく影響を受ける市税や、人口の動向などに左右される地方交付税など、経済・社会動向によって変動しやすく先行き不透明な歳入に対し、歳出においては、社会保障関連経費の増加、大型事業の実施や老朽化が進む公共施設の改修等による公債費などの増加が見込まれている。



(2) 財源の必要性

観光産業は、宿泊業や旅行業、飲食業など裾野が広く、本市の発展を支える地域経済によって大変重要な産業であり、継続して活性化を図る必要がありますが、これまでの取組に加え、新たな対応を進めていくためには、財源確保が必要であるが、一般会計において社会保障関連経費の増加など観光費以外の歳出の増加が見込まれる状況を踏まえると、新たな財源として、「受益」と「負担」という観点で、宿泊者に一定の負担を求める宿泊税導入について検討を進める必要がある。

第3 宿泊税導入の検討にあたっての論点

地方自治体が法定外目的税を新設又は変更をしようとする場合においては、地方税法第731条第2項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。この場合において、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合は同法第733条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知)の内容も適宜参考とすることとされており、法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきとされている。

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(抜粋)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。(以下略)

本委員会では、以上のことに踏まえ、「新たな財源の必要性」や「税を手段とする妥当性」について議論し、アンケート調査結果等も踏まえ、「宿泊税の使途」、「課税要件(納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等)」等について検討を行った。

第4 宿泊税の導入目的、使途について

1 税を手段とする妥当性

地方公共団体が新たな財源を確保する手段として考えられる、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄付金・協力金について、安定性・継続性、規模、受益と負担という観点から下記の一覧表のとおり比較検討を行った結果、財源確保の手段として、地方税の宿泊税が最も適当な手段であると考ええる。

種 類	安定性・継続性	規 模	受益と負担
地方税	安定的・継続的な確保が可能	対象者の設定等により規模の確保は可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能 ※普通税：市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税 ※目的税：入湯税、都市計画税、 宿泊税
分担金 負担金	特定の事柄に関しては安定的であるが 継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある ※負担金：保育所・学童クラブ保護者負担金
使用料 手数料	安定的・継続的な確保が可能	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある ※使用料：コミュニティセンター、キャンプ場、地下駐車場、市営住宅 ※手数料：住民票の発行、し尿処理、塵芥処理
寄付金 協力金	善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない ※寄付金：ふるさと納税

【委員の主な意見】

- ・受入環境の整備を進めて観光振興に取り組む必要がある以上、観光振興を目的とした安定的な財源の確保は必要である。
- ・「観光振興プラン」に応じた優先順位で使途を決めるなど、使途の明確化が必要である。
- ・最近では観光の流れが変わってきており、バス旅行が増えつつある中、バスの運行状況は変わらず、二次交通を充実していく必要がある。
- ・宿泊税については今進めていくべきタイミングだと捉えている。
- ・宿泊税をどのように還元されていくかが一番の関心事となっているため、具体例を示してもらいながら進めてほしい。
- ・インバウンドを含め、千歳市内で国内外の観光客のおもてなしが十分ではないと感じている。
- ・宿泊税は導入すべき時期と考えている。新千歳空港を訪れる方を街中に誘客するためには、他のまちに勝つための魅力の創出、深夜や早朝に対応できる二次交通の整備が必要と考える。

2 宿泊税導入の基本的な考え方

(1) 宿泊税導入の目的について

宿泊税は目的税のため、下記のとおり、いずれの導入先行自治体も導入目的として主に「都市の魅力を高める」及び「観光振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点を掲げられている。（参考図表①）

【本市の目的】

千歳市の魅力を高め、時代に即したニーズに対応するとともに、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

【参考図表①】宿泊税導入先行自治体における状況（目的）

先行自治体	宿泊税導入の目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため。
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入観光の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

3 宿泊税の使途に係る基本的な考え方

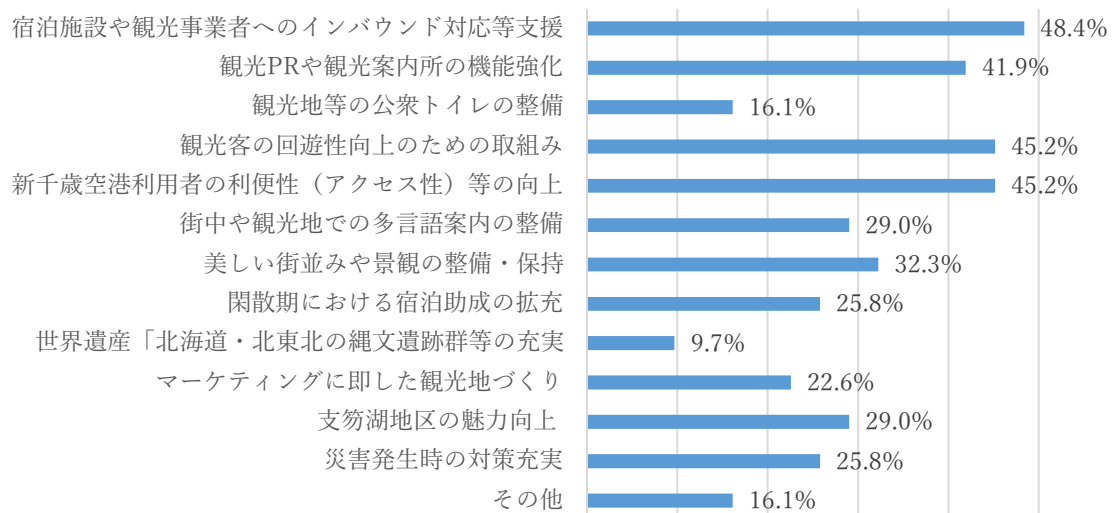
宿泊税の使途については、「受入環境の整備」、「観光資源の充実」、「持続可能な観光振興」の3つの項目を基本とし、宿泊事業者・宿泊者アンケート調査結果や観光振興プランに掲げる取組を踏まえ、来訪客の満足度や利便性向上につながる新規事業や既存事業拡充に充てる取組を次のとおり整理した。

項目		取組例	見込額
宿泊税の使途	受入環境の整備	■宿泊施設・観光施設・商業施設の受入環境充実への支援 ・Wi-Fi 拡充、多言語化、翻訳機、キャッシュレス、バリアフリーなどの整備に対する補助 ■二次交通の整備 ・新千歳空港～駅～宿泊施設(循環バス) ・新千歳空港～駅～支笏湖地区(シャトルバス) ・宿泊施設～観光施設～商業施設(オンデマンド交通) ■観光案内所の機能強化 ・利用しやすい案内所の整備、対面式翻訳機など ■パンフレットやMAP(災害情報含む)の作成 ■スポーツ合宿等の受入環境充実への支援	約1億1,000万円
	観光資源の充実	■支笏湖地区の魅力向上 ・受入環境充実・高付加価値への支援、豊かな自然を生かした体験など ■アドベンチャーツーリズムの拡充 ■中心市街地活性化支援 ・宿泊客を取り込む施策	約5,000万円
	持続可能な観光振興	■災害時に備えた基金の創出 ・徴税コストを除く全額を基金に繰り入れ、毎年度の観光関連施策に充当するほか、災害などの不測の事態に備え、機動的な需要喚起や風評被害対策などのために一定額を積み立てる。(目標額3億円) ■人材育成・確保 ■ホームページ、SNSでの発信強化 ■マーケティング調査・分析	約3,500万円
	導入に係る費用	■特別徴収義務者報奨金 ■初年度余剰金	約2,000万円
合計			約2億1,500万円

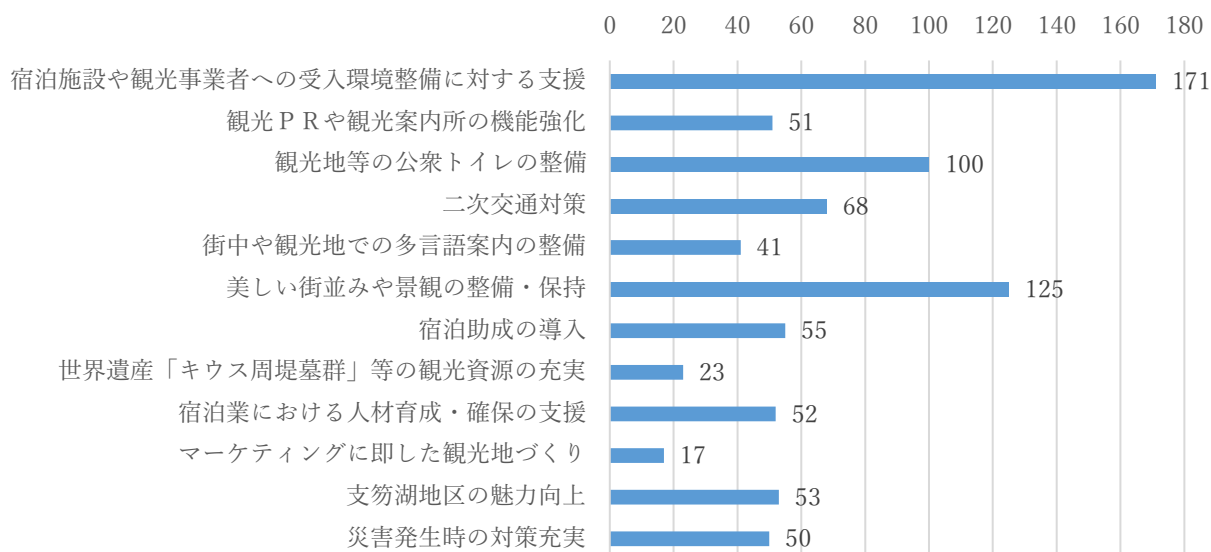
※見込額は、税収の規模感を示すために提示。

(1) 宿泊事業者・宿泊者アンケート結果

【宿泊事業者】



【宿泊者】



(2) 観光振興プランに掲げる取組

観光振興プランでは、本市の観光の現状を「強み」、「弱み」、「機会」、「脅威」に分類しており、本市における「強み」を活かし、「弱み」に分類する課題や施策の展開で掲げている取組のうち、来訪客の満足度や利便性向上につながる取組を展開する。

【「弱み」に分類する課題】

強み	弱み
【立地】 ・新千歳空港所在地 ・札幌市及び道内主要観光地へのアクセスの良さ 【地域資源】 ・水濤まつりなど集客のあるイベントが豊富 ・支笏湖洞爺国立公園に指定されている支笏湖を始め、千歳市に広がる豊富な自然環境 ・自然の中で体験できるアクティビティの充実 ・農村エリアの体験コンテンツの充実 ・市街地エリアでの道の駅、水族館、工場見学、食やスイーツ等多彩な見どころ ・世界遺産を始めとする歴史文化コンテンツが豊富 【宿泊】 ・高級からリーズナブルまで選択肢が多いホテル・旅館の集積 ・宿泊施設の増加 【その他】 ・「千歳第一発電所」を始めとする水力発電等ゼロカーボンの取組 ・地域連携DMO千歳観光連盟との連携可能な体制	【人材育成】 ・観光を取り巻く環境変化に対応できる地域観光人材の不足 【連携体制】 ・近隣市町村や観光関係者との連携強化が必要 ・千歳観光連盟(DMO)、域内の観光事業者や関連団体と連携した観光地経営の視点と取組強化が必要 【観光コンテンツ】 ・新たな観光ニーズに対応した観光資源の発掘と磨き上げ ・エリアをまたぐ観光コンテンツの商品造成が不足 ・付加価値の高い観光コンテンツ創出への取組不足 【インバウンド】 ・インバウンドに対するマーケティング視点が不足 ・マーケティングに基づく適切な情報発信や手段の検討と実践 ・インバウンドを域内に滞在、回遊させる仕掛けの不足 【二次交通】 ・二次交通インフラ及びインフォメーションの不足 【情報発信】 ・代表的な食や観光スポットの認知度が低い
機会	脅威
【インバウンド】 ・ウィズコロナ、アフターコロナでのインバウンドの回復 【交通インフラ】 ・新千歳空港国際ターミナルの拡張等の国際機能の強化 【旅行ニーズ】 ・マイクロツーリズムや個人旅行の増加 ・自然と共生等の環境意識の高まり ・ライフスタイルの変更に伴う、「コト」消費及びアウトドアの需要の高まり 【制度】 ・ウィズコロナ・アフターコロナにおける旅行需要喚起の取組 ・働き方改革 ・観光ビジョン実現プログラム2020等 【その他】 ・「アドベンチャートラベルワールドサミット2023北海道」の開催	【新型コロナウイルス感染症の影響】 ・新型コロナウイルス感染症の長期化による観光客の減少 ・新型コロナウイルス感染症の影響による観光業界の人材不足 【観光行動から環境への影響】 ・アウトドアニーズの高まりに伴う自然への影響 【観光全般】 ・国内全体や北海道の人口減少に伴う観光マーケットの縮小 ・多様化・複雑化する観光ニーズへの対応不足

【施策の展開で掲げている取組】

1 ウィズコロナなど時代背景に合った観光振興

- (1) 安全で安心して楽しめる観光事業の創出
- (2) 「観光地経営」の視点に立った人材の育成、経営体質の強化

2 地域資源を生かしたツーリズムの創出

- (1) アドベンチャーツーリズムの推進
- (2) グリーンツーリズムやスポーツツーリズムなどの各テーマの展開
- (3) 支笏湖地区の食、温泉などの豊富なコンテンツを高付加価値化
- (4) 道の駅サーモンパーク千歳の観光拠点化、広域観光ルートの創出
- (5) 滞在型観光の促進
- (6) サステナブルな観光の推進

3 観光客の受入環境整備と誘致宣伝活動の推進

- (1) 交通の利便性や宿泊施設の集積を生かした魅力づくり
- (2) 国内外観光客に対する案内・通信機能強化
- (3) フィルムコミッションなどによる誘客促進やSNSなどを活用した情報発信
- (4) 災害等に備えた受入環境の整備

第5 宿泊税の課税要件等について

1 課税客体、課税標準及び納税義務者

導入先行自治体においては、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」「簡易宿所」のほか、「民泊」も課税客体に含んでいる。（参考図表③）

宿泊客は宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを受取る程度は変わらないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とすることが適当であると考えます。

【北海道案】

課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数

【市の方針】

課税客体	千歳市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数

【参考図表③】宿泊税導入先行自治体における状況（課税客体、課税標準、納税義務者）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和5年4月1日
課税客体	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊）	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者を行う住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左

2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法により行っている。(参考図表④)導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当であり、また、申告期限についても、毎月末日までに前月分を申告納入(一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入)とすることが適当であるとする。

【北海道案】

特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する)
申告期限	3か月ごとに翌月の末日までの間の分を納入

【市の方針】

特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する)
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能

【参考図表④】宿泊税導入先行自治体における状況(特別徴収義務者、徴収方法、申告期限)

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項の経営に係る施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左	同左
申告期限	・毎月末日までに前月分の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和5年4月1日
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左
申告期限	・毎月末日までに前月分の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能			

3 税率(税額)、免税点

導入先行自治体において、概ね100円から1,000円の間で設定されており、税率(税額)は一律又は宿泊料金に応じて税額が変わる段階的定額制としている。また、東京都及び大阪府は免税点を設けている。(参考図表⑤)

本市においては、導入先行自治体の税率設定の状況や宿泊事業者アンケート結果及び現在、検討を進めている北海道の税率も考慮するとともに、宿泊客などの利便性や満足度を高める「受入環境の整備」や「観光資源の充実」など、新たな対応を進めるため一定の税収を確保しながら宿泊事業者の作業負担軽減となるよう、現段階では、一人一泊につき「5万円未満の場合200円」、「5万円以上の場合500円」とすることが適当であると考えます。

免税点については、宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上といった施策効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず一定程度の受益があることから、免税点は設けないこととするのが適当であると考えます。

【北海道案】

税率(税額)	段階的定額制 一人一泊につき「2万円未満の場合100円」、「2万円以上5万円未満の場合200円」、「5万円以上の場合500円」
免税点	なし

【市の方針】

税率(税額)	段階的定額制 一人一泊につき「5万円未満の場合200円」、「5万円以上の場合500円」
免税点	なし

【参考図表⑤】宿泊税導入先行自治体における状況(税率(税額)、免税点)

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
税率	一人一泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	一人一泊について、宿泊料金が 【R元6月条例改正後】 ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500	一人一泊又は一部屋一泊の 宿泊料金の2%
免税点	1万円	【R元6月条例改正後】 7千円	なし	なし	なし

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
税率	一人一泊につき 200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は、50円 ※その他の宿泊に対して税を課す県内市町村の宿泊施設は、100円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円 ※上記いずれも、うち県税50円	一人一泊につき 200円 ※うち県税50円	一人一泊について、宿泊料金が ①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満200円 ③2万円以上:500
免税点	なし	なし	なし	なし

【市内における宿泊料金の分布】

宿泊料金	市内分布
1万円未満	約38%
1万円以上2万円未満	約50%
2万円以上5万円未満	約10%
5万円以上	約2%

【税収規模イメージ】

料金区分	税率	宿泊延べ数	税収規模
5万円未満	200円	約95万泊	約1億9,000万円
5万円以上	500円	約5万泊	約2,500万円
			約2億1,500万円

4 課税免除

導入先行自治体のうち、京都市、倶知安町、長崎市以外は課税免除を設けていないが、京都市は、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について課税免除を行っている。倶知安町や長崎市は、修学旅行に加えて、職場体験やスポーツ大会に参加する学生等についても課税免除としている。（参考図表⑥）

納税者である宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を軽減するため、簡素な仕組みであることが望ましく、本市と北海道の制度が異なる場合、宿泊者や宿泊事業者の混乱を招きかねないことから、北海道の制度に合わせ、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及び引率者について課税免除することが適当と考える。

【北海道案】

課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
------	--------------------------

【市の方針】

課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
------	--------------------------

【参考図表⑥】宿泊税導入先行自治体における状況（課税免除）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高等学校、専修学校の生徒又は学生
課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市	
課税免除				・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者	

【北海道における宿泊税の対象行事の範囲】

1 対象とする行事

教育課程の一環として実施される修学旅行及びその他学校行事

2 考え方

- ・公益性の観点から教育課程の一環として行われる全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団の全員が対象となる宿泊を伴う行事を対象とする。
- ・教育課程外のスポーツ大会や合宿などは、学校行事として範囲指定や捕捉など確認することが困難であることから対象外とする。
- ・園長、施設長、学校長(学長)による証明を求めることで、免除の該当性を厳格に判断する。

3 課税免除対象行事(想定)

- ・修学旅行、宿泊研修、園外お泊り会

【スポーツ合宿中の実業団へのヒアリング結果】

合宿の環境面については、「空港からのアクセスが良い」、「陸上長距離の環境が優れている」、「減免制度で利用料が免除される」など満足しており、宿泊税を導入した場合については、いずれの実業団も千歳合宿は継続する回答であった。

5 課税期間(見直し期間)

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

福岡県及び福岡市は、条例施行後3年経過時に見直しを行い、その後は5年ごとに見直すこととしている。その他の導入先行自治体は、5年ごとに見直しを行うこととしている。(参考図表⑦)

次期観光振興プランは、令和8年度から5年間の計画であることや、他都市の状況を踏まえ、条例施行後5年を目途に見直すことが適当と考える。ただし、制度の見直しが必要と認められる場合には、これより短い期間での見直しを実施していただきたい。

【北海道案】

課税期間(見直し期間)	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
-------------	--

【市の方針】

課税期間(見直し期間)	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
-------------	--

【参考図表⑦】宿泊税導入先行自治体における状況(課税免除)

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
課税期間	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直しを行う	同左	同左	3年ごとに見直し

6 特別徴収義務者報奨金

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務やその経費負担を課すことになるため、先行導入自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。（参考図表⑧）

導入先行自治体や現在検討を進めている北海道では、事務負担分として2.5%の交付金等に加え、導入後の5年間は+0.5%としており、本市においても同様の取り扱いとするが、現金以外の決済において手数料(3.0%～4.0%)が発生し、2.5%では実質赤字になるという意見もあり、今後、導入を予定している自治体では、2.5%にクレジット決済相当分の手数料を上乗せしている自治体もあることから、北海道の方針を参考に、市の方針を決定していただきたい。

【北海道案】

特別徴収義務者報奨金	納期内納入金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%
------------	---------------------------------------

【市の方針】

特別徴収義務者報奨金	納期内納入金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%
------------	---------------------------------------

【参考図表⑧】宿泊税導入先行自治体における状況（特別徴収報奨金）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
特別徴収 交付金等	宿泊税特別徴収交付金 ・納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% 【交付上限額】 100万円	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 ①すべての納期内完納 ⇒納期内完納額の25% ②1カ月でも納期完納していないとき ⇒納期内完納額の20% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき ⇒納期内完納額の1.0% ※導入から5年間は特別措置として+0.5%	宿泊税特別徴収事務補助金 ・納期内納入額の2.0% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% 【交付上限額】 200万円	宿泊泊税特別徴収交付金 納期内納入額の25% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% ※R5年度までは上記に、申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	宿泊税特別徴収交付金 ①すべての納期内完納 ⇒納期内完納額の25% ②1カ月でも納期完納していないとき ⇒納期内完納額の20% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき ⇒納期内完納額の1.0% ※導入から5年間は特別措置として+0.5%
課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市	
特別徴収 交付金等	宿泊税報奨金 納期内納入額の25% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申請で行い、かつ、納入内納入された場合は、さらに0.5%	宿泊税報奨金 同左	宿泊税報奨金 同左	宿泊税特別徴収奨励金 納期内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	

7 システム改修費補助金

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体の長崎市のみ、システム改修費補助金として「補助率2分の1、上限50万円」を交付している。（参考図表⑨）

現在導入を検討している常滑市は、「1施設あたり、50万円まで全額補助。50万円を超える部分は2分の1補助（上限額100万円）」としている。現在検討を進めている北海道は、2分の1補助（上限額有）としていることから、本市も同様に2分の1補助とし、上限額までは宿泊事業者の負担額を発生させないこととすることが適当と考える。

【北海道案】

システム改修費補助金	1施設あたり、2分の1補助 ※上限額有
------------	---------------------

【市の方針】

システム改修費補助金	1施設あたり、2分の1補助 ※上限額は北海道と同額とする
------------	------------------------------

【参考図表⑨】宿泊税導入先行自治体における状況（システム改修費補助金）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
システム改修費補助金	なし	なし	なし	なし	なし
課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市	
システム改修費補助金	なし	なし	なし	長崎市宿泊税システム整備費補助金 ・補助率2分の1 ※補助限度額50万円	

第6 検討のわりに(まとめ)

本検討委員会の役割は、観光客などの利便性向上や満足度を高める新たな対応が必要であり、財源確保が欠かせないことから、新たな財源の検討を行うことである。

そのため、税を手段とする妥当性、宿泊税導入に際しての目的、使途及び事業規模、課税の対象や税額等を主要ポイントに位置付けて、多様な視点から検討を行った。

これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本委員会では以下のとおりと千歳市に提言する。

1 税を手段とする妥当性について

新たな観光財源を確保する手段においては、一定の財源規模を安定的かつ継続的に確保することができること、負担を求める対象者の設定、観光振興を図るために幅広い受益者の設定ができることなどを考慮し、優位性が高いのは地方税の宿泊税が最も適当な手段であると考ええる。

2 宿泊税導入の目的について

千歳市の魅力を高め、時代に即したニーズに対応するとともに、持続可能な観光の振興を図る施策を展開するために宿泊税を導入するもの。

3 宿泊税の使途について

宿泊税の使途は、「受入環境の整備」、「観光資源の充実」、「持続可能な観光振興」の3つの項目を基本とし、来訪客の満足度や利便性向上につながる新規事業や既存事業拡充に充てることが適当であり、そのために現時点では約2億円規模の事業費が必要である。また、自然災害や感染症など、観光産業に影響を与える環境変化への対応や複数年にわたる大型事業に対応するため、基金への積立も想定。

4 宿泊税の課税要件について

課税要件については、導入先行自治体や北海道の事例を踏まえつつ、宿泊事業者等の意見や、使途の基本的な考え方、宿泊税を導入した場合の取組例の見込額などを総合的に勘案して、以下の要件とすることが適当。

項 目	要件	考え方
納税義務者	■課税客体 ・千歳市に所在する宿泊施設(民泊含む)への宿泊行為 ■課税標準 ・宿泊施設への宿泊数 ■納税義務者 ・宿泊施設への宿泊者	・課税客体を宿泊行為とした場合には、宿泊施設の形態にかかわらず、宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、課税の公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とする。
特別徴収義務者徴収方法	宿泊事業者を特別徴収義務者とし、特別徴収の方法とする	・導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当である。

税率(税額)	一人一泊につき 5万円未満の場合200円 5万円以上の場合500円	・今後必要となる来訪者の満足度や利便性向上につながる事業規模を勘案。 ・特別徴収義務者の事務負担の軽減の観点から、できるだけ簡素な制度が望ましい。
免税点	免税点は設けない	・宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましい ・特別徴収義務者の事務負担の軽減の観点から、できるだけ簡素な制度が望ましい。
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加にする者について課税免除	教育課程に公益性を認め、修学旅行やその他学校行事については課税免除とすることが望ましい。なお、スポーツ大会・合宿は課税免除せず、宿泊税による使途の中で支援策を検討していただきたい。
課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年を目途に見直し	・社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
特別徴収義務者報償金	納期内納入額の〇% (上限なし)	・特別徴収の事務負担を考慮する必要がある。 ・現金以外の決済における手数料を考慮し、導入先行自治体の2.5%に手数料相当を上乗せして交付する。
システム改修費整備補助金	1施設あたり、2分の1補助	・北海道も2分の1補助のため、上限額までは宿泊事業者の負担はなし。

以上、千歳市においては宿泊税の創設にあたって、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えのもと、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者をはじめとする関係者への丁寧な説明や必要な調整を図りながら制度の構築を行うよう求める。

また、法定外税の課税期間については、条例施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し宿泊税について見直しを行うよう求めるが、適時、検討の機会を設け、その結果に基づき必要に応じて所要の措置を講じられたい。

なお、千歳市での宿泊税が創設された際には、千歳観光連盟、千歳市、民間事業者等と連携しながら取組みを発展的に進めていただきたい。

最後に、アンケートにご協力いただいた宿泊者及び宿泊事業者をはじめ、検討にご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

参考1:委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	川瀬 正明	公立千歳科学技術大学 顧問名誉教授
副委員長	鈴木 隆夫	千歳商工会議所 専務理事
委 員	小田 賢一	一般社団法人千歳観光連盟 代表理事 会長
委 員	佐々木 義朗	支笏湖温泉旅館組合 組合長
委 員	笹谷 俊尚	一般社団法人千歳観光連盟ホテル宿泊部会部会長
委 員	坂本 秀章	株式会社ノース・スター・トラベル 代表取締役

参考2:検討経過等

時 期	内 容
令和6年 4月16日	第1回千歳市宿泊税検討委員会 ・千歳市における宿泊税導入の検討について
	宿泊事業者・観光事業者説明会(北海道・市合同)
令和6年 5月 8日 ～ 5月31日	宿泊事業者・宿泊者アンケート調査
令和6年 7月10日 ～ 7月28日	宿泊事業者アンケート再調査
令和6年 7月12日	第2回千歳市宿泊税検討委員会 ・第1回千歳市宿泊税検討委員会の振り返り ・千歳市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査結果 ・千歳市における宿泊税の基本的な考え方(案) ・今後のスケジュール
令和6年 8月19日	宿泊事業者説明会(市・北海道合同)
令和6年 9月 6日	第3回千歳市宿泊税検討委員会 ・第2回千歳市宿泊税検討委員会の振り返り ・千歳市宿泊税検討委員会報告書(素案)
令和6年10月〇日	第4回千歳市宿泊税検討委員会 千歳市における宿泊税の導入についての報告書を市長に提出